

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会  
第2回輸送交通・警備専門委員会会議結果概要

1. 日 時

令和6年1月31日(水) 9:55~10:35

2. 場 所

甲賀市役所3階301B会議室

3. 出欠状況

出席者 11名

代理出席者 3名

欠席者 1名

4. 内 容

〈報告事項〉

第1号報告 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポリハーサル大会会期について

第2号報告 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会視察報告について

〈協議事項〉

①第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市輸送交通業務実施要項(案)

承認

②第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市警備・消防業務実施要項(案)

承認

5. 閉 会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
甲賀市実行委員会

## 第2回輸送交通・警備



## 専門委員会

KOKA  
CITY



日時：令和6年1月31日（水）午前10時

場所：甲賀市役所3階 301B会議室

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ








第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

## 《本市開催競技》



### 第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」

《会期》令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

【正式競技】			【特別競技】
<p style="text-align: center;">軟式野球 （成年男子）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">10/4（土）～6（月） 甲賀市民スタジアム</p>	<p style="text-align: center;">ゴルフ （少年男子）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">9/28（日）～30（火） ヘアズパウジャパン カントリークラブ</p>	<p style="text-align: center;">サッカー （少年男子・ 少年女子）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">10/3（金）～5（日） 水口スポーツの森 陸上競技場</p>	<p style="text-align: center;">高等学校野球 （軟式）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">9/29（月）～ 10/2（木） 甲賀市民 スタジアム</p>
【公開競技】		【デモンストレーションスポーツ】	
<p style="text-align: center;">グラウンド・ゴルフ</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">9/13（土）～14（日） 水口スポーツの森</p>	<p style="text-align: center;">ソフトバレーボール</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口体育館</p>	<p style="text-align: center;">カローリング</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口体育館</p>	

### 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」

《会期》令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

【正式競技】	
<p style="text-align: center;">フライングディスク</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口スポーツの森</p>	<p style="text-align: center;">ボッチャ</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口体育館</p>

## 目 次（次第）

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

### 3. 報告事項

#### 第1号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポリハーサル大会会期について P.1

#### 第2号報告

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会視察報告について P.2

### 4. 協議事項

#### 第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市輸送交通業務実施要項（案） P.6

#### 第2号議案

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市警備・消防業務実施要項（案） P.10

### 5. 閉 会

#### （参考資料）

資料1 輸送交通・警備専門委員会委員名簿

資料2 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市輸送交通基本計画

資料3 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市警備・消防防災基本計画

資料4 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画

資料5 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則

資料6 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会規定

## 第 1 号報告

### 【わた SHIGA 輝く国スポ リハーサル大会甲賀市開催競技】

競技名	大会名	期日	競技会場
軟式野球	第 28 回西日本軟式野球選手権大会	令和 6 年 11 月 2 日 (土)～4 日(月・祝)	甲賀市民スタジアム
高等学校野球 (軟式)	令和 6 年度秋季近畿地区高等学校軟式野球大会	令和 6 年 11 月 9 日 (土)・10 日(日) ・16 日(土)	甲賀市民スタジアム
サッカー	第 60 回全国社会人サッカー選手権大会	令和 6 年 10 月 18 日 (金)～23 日(水) ※甲賀市会場は 19 日(土)・20 日(日)	水口スポーツの森陸上競技場

※ゴルフ競技については、リハーサル大会の実施なし。

### 【わた SHIGA 輝く障スポ リハーサル大会甲賀市開催競技】

競技名	大会名	期日	競技会場
ボッチャ	未定	令和 7 年 5 月 24 日 (土)・25 日(日) ※1 日開催の場合あり	水口体育館
フライングディスク	未定	令和 7 年 5 月 24 日 (土)・25 日(日) ※1 日開催の場合あり	水口スポーツの森陸上競技場

令和 5 年 1 月 26 日(木)開催のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会第 12 回全国障害者スポーツ大会専門委員会において、わた SHIGA 輝く障スポリハーサル大会日程が決定されました。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会視察報告について  
(輸送交通・警備)

(1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の概要について

当初、2020年に第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会として開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期となり、2023年に特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会として開催された。

(2) 視察日程

①かごしま国体

競技	視察期間	視察市町
ゴルフ	9月19日(火)～22日(金)	霧島市、始良市
高等学校野球(軟式)	10月7日(土)～11日(水)	出水市
軟式野球	10月12日(木)～16日(月)	鹿児島市、薩摩川内市 日置市

②かごしま大会

競技	視察期間	視察市町
ボッチャ	10月27日(金)～29日(日)	指宿市
フライングディスク	10月27日(金)～30日(月)	鹿児島市

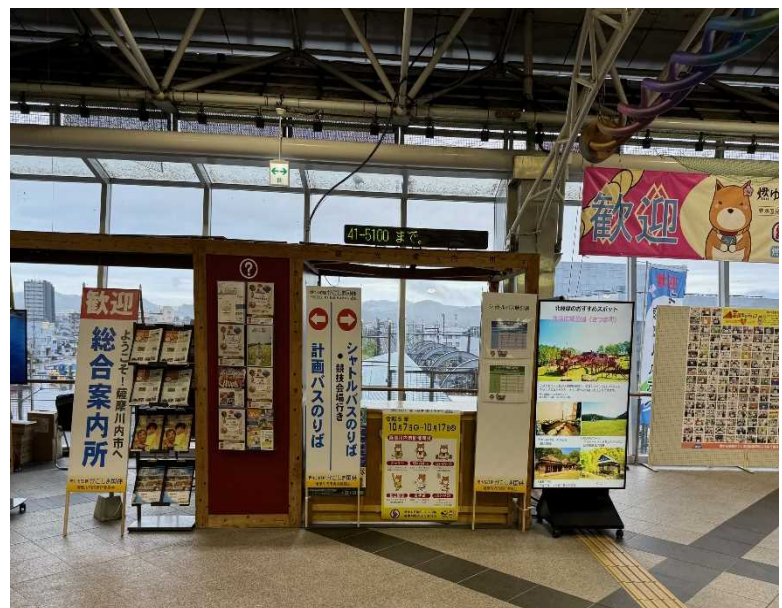
(3) 主要駅、駅周辺について

駅では、駅の建物内に総合案内所が設置されており、会場までの案内等を市職員、国体ボランティアが行っていた。

駅のロータリーには、いたるところに国体関連の装飾が施されていた。



【出水駅(出水市)】



【川内駅(薩摩川内市)】





【出水駅（出水市）】



【伊集院駅（日置市）】



【鹿児島駅（鹿児島市）】

(4) 計画輸送（シャトルバス、計画バス）

① シャトルバス

国体開催時のシャトルバス運行については、各市実行委員会ホームページ等で事前周知が行われていた。シャトルバスの運行が無い時間帯については、公共交通機関を利用するような案内も同時に行われていた。

シャトルバスは、基本的には駅と競技会場を定期的な時間で運行しており、それぞれの乗場に実行委員会がバス運營業務を委託した業者から要員配置をしていた。

競技会場周辺に駐車場が確保できない場合は、遠隔地の臨時駐車場からシャトルバスやシャトルタクシーを運行させていた。



【シャトルバス乗場（出水市）】



【シャトルタクシー（霧島市）】



## ②計画バス（選手・監督等、学校観戦）

選手・監督等については、宿舎や宿舎周辺の指定集合地から計画バスによる輸送が行われていた。

野球競技は、計画バスの利用が中心で、ゴルフ競技は個人移動が中心でほぼ利用がなかった。



【チーム輸送計画バス（出水市）】



【チーム輸送計画バス（鹿児島市）】

学校観戦についても各市計画バスでの輸送を実施。多い市町では、1日800人の学校観戦があり、学校観戦用のバスが10台程度停まっている時間帯があった。



【学校観戦（日置市）】



【学校観戦（出水市）】

## (5) 看板

大会参加者、一般観覧者を確実にかつ迅速に目的地まで誘導するために、競技会場等周辺道路に案内・誘導看板が設置されていた。





(6) 警備、消防

警備については、日中は駐車場周辺、夜間はおもてなし広場を中心に警備会社に委託し、競技会場の安全管理の強化をされていた。

消防については、消防署と事前協議や確認を行いながら、警備消防本部への消防職員配置や、消防車での巡回を実施されていた。おもてなし広場での火器類の使用有無によって、対応に違いがあった。



## わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市輸送交通業務実施要項（案）

## 1. 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市輸送交通基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

## 2. 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）との連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

## 3. 輸送交通業務の一般的事項

## (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

## ア 大会参加者

- ① 選手・監督
- ② 競技役員、競技補助員
- ③ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- ④ 報道関係者、視察員
- ⑤ 上記のほか、市実行委員会が必要と認めた者。

## イ 一般観覧者

## (2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

## (3) 輸送交通業務の範囲

ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、宿舍、指定駐車場及びその他関連諸行事に直接関係する会場等（以下「競技会場等」という。）の相互間の輸送とする。

イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、それに係る料金は自己負担とする。公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に支障がある場合は、計画輸送を行う。

ウ 計画輸送は、近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合はこの限りではない。

## 4. 輸送業務の内容

### (1) 輸送業務の内容

#### ア 輸送計画の作成

関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。

#### イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

#### ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

#### エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

#### オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって甲賀市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要が生じた場合は、当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

#### カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が甲賀市と甲賀市以外の会場地で行われる場合、関係会場地市町実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

#### キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

#### ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

#### ケ 全国輸送との連携

##### (ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会との協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。

##### (イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とし、それに係る料金は自己負担とする。ただし、市実行委員会は移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。



## (2) 輸送力の確保

### ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

### イ 車両の確保

市実行委員会は、計画輸送のためにバス・タクシー等の車両の借上げが必要と認められる場合には必要に応じて県実行委員会と協議のうえ、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数の確保に努める。

### ウ 予備車の確保

市実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

## (3) 交通業務の内容

### ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

### イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板を設置する。

### ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

### エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

### オ 指定駐車場の確保及び開設

道路交通事情および大会参加者等の車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て競技会場および練習会場等の周辺に十分な指定駐車場の確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講ずる。

### カ 指定駐車場の管理及び運営

駐車場の場所について、事前の十分な周知を行うとともに、事故防止のため、指定駐車場に誘導員、誘導看板等を配置し、車両の適切な誘導を行う。

### キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

#### ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

#### ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

## 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

#### 附則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

## わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市警備・消防防災業務実施要項（案）

## 1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市警備・消防防災基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

## 2 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める大会前及び大会会期中とする。

## 3. 実施体制

## (1) 大会開催前

実行委員会は、甲賀広域行政組合消防本部及び関係機関・団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

## (2) 大会開催期間中

ア わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市推進本部内に警備・消防防災を統括する消防警備部を設置する。

イ 消防警備部は、消防警備班を設置し、必要に応じて競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）の警備を行う。

## 4. 警備業務

## (1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

## (2) 実施内容

## ア 大会開催前

(ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。

(イ) 実地踏査の実施に関すること。

(ウ) 通信体制の確立に関すること。

(エ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること。

(オ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。

(カ) 関係機関・団体等との連絡協力体制の確立に関すること。

(キ) その他必要な警備業務に関すること。

## イ 大会開催期間中

(ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること。

(イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。

(ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。

(エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。

(オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関すること。



- (カ) 入退場者管理に関する事。
  - (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
  - (ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
  - (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
  - (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
  - (サ) その他必要な警備業務に関する事。
- (3) 突発重大事案に係る対策  
突発重大事案に係る対策については、関係機関、団体等との連携を図り実施する。

## 5 消防防災業務

- (1) 基本的事項
- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。
  - イ 甲賀市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。
- (2) 実施内容
- ア 大会開催前
    - (ア) 大会関連施設における消防防災体制の確立に関する事。
    - (イ) 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。
    - (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
    - (エ) 防火防災意識の高揚と開発活動の推進に関する事。
    - (オ) 大会関連施設での避難訓練に関する事。
    - (カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関する事。
    - (キ) その他必要な消防防災業務に関する事。
  - イ 大会開催期間中
    - (ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
    - (イ) 大会関連施設の救急救助に関する事。
    - (ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (3) 広域配宿に係る対策  
広域配宿が生じた場合の対策については、関係機関及び宿泊市町と調整し実施する。
- (4) 大規模災害に係る対策  
大規模災害に係る対策については、関係機関、団体等との連携を図り実施する。

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 附則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会  
輸送交通・警備専門委員会委員名簿

【委員 15名】

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	氏名
輸送・交通	一般社団法人滋賀県バス協会	野村 義明
	一般社団法人滋賀県タクシー協会	松尾 武文
	西日本旅客鉄道株式会社草津駅	高見 重光
	近江鉄道株式会社	松本 康一郎
	信楽高原鐵道株式会社	山本 和良
	滋賀バス株式会社	隠岐 公史
	株式会社シガ・エージェントシステム	松岡 政敏
行政	滋賀県甲賀警察署	内貴 義彦
	甲賀広域行政組合消防本部	菊田 和広
警備・消防	甲賀市消防団	大谷 真五
	甲賀市消防団女性消防隊	大井 美矢子
	甲賀湖南交通安全協会	百田 典雄
甲賀市	総合政策部危機管理課	林 英明
	建設部公共交通推進課	村田 稔明
	建設部建設管理課	薄井 寛喜

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市輸送交通基本計画

### 1. 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下、「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画」に基づき、関係機関、関係団体等と緊密な連携を図り、本市の交通状況等を十分に考慮し、安全かつ効率的な輸送を行うことを目的とする。

### 2. 輸送対策

#### (1) 輸送原則

原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

#### (2) 輸送計画

競技会場・練習会場・宿泊施設間の公共交通機関の状況等から必要と認められるときは、計画輸送を行う。

#### (3) 競技共催市間の輸送

他市町と共催で行う競技の、競技関係者の輸送については、当該市町と協議の上定める。

### 3. 交通対策

#### (1) 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、関係機関・団体と協議の上、必要に応じて交通規制を行う。

#### (2) 交通の整理誘導

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場・練習会場周辺道路及び駐車場等に案内標識を掲出し、必要に応じて交通整理、誘導等の措置を講ずる。



#### 4. 駐車場対策

##### (1) 駐車場の確保

競技会場・練習会場及びその周辺に必要な駐車場の確保に努めるとともに、駐車場整理員を配置する。

また、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講ずる。

##### (2) 駐車場の利用

①大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場の利用を最小限にとどめる。

②駐車場への誘導を円滑に進めるため、事前に大会運営上必要とする大会参加者関係車両に許可証等を交付するなど必要な措置を講ずる。

#### 5. その他

第24回全国障害者スポーツ大会にかかる業務については、県と協議の上実施する。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市警備・消防防災基本計画

### 1. 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の安全を確保するため、県の「警備・消防防災基本方針」及び「甲賀市開催推進総合計画」に基づき、関係機関、関係団体等の緊密な連携を図り、消防防災・警備業務を万全に遂行することを目的とする。

### 2. 消防防災対策

(1) 競技会場、練習会場及び宿泊施設等（以下、「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助に関する諸対策を講じる。

(2) 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、防火・防災意識の高揚を図る。

### 3. 警備対策

(1) 競技会場等における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

(2) 大会期間中は、関係機関・関係団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

### 4. 関係機関等との連絡調整

消防・防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。

### 5. その他

第24回全国障害者スポーツ大会にかかる業務については、県と協議の上実施する。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市開催推進総合計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）の成功に向け、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、甲賀市民の総力を結集して準備を進めるとともに、本市が目指す「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」につながる大会の実現のため、甲賀市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

### 1 基本方針

#### (1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとすることなく、市民のスポーツへの関心向上、さらなるスポーツ活動の普及・発展の実現と、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

#### (2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

#### (3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、積極的に広報活動を展開するとともに、自然・歴史・産業・文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

#### (4) 市民運動

大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていく。

#### (5) 歓迎・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れる人々を温かくお迎えし、自然・歴史・産業・文化など本市の魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

#### (6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど効率的に整備を行う。



### (7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある式典とする。

### (8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の市民等の施設利用も視野に入れた整備をする。

### (9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

### (10) 医事・衛生

両大会にかかわる全ての方々の健康を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携する。

さらに、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫対策および医療救護体制の確立を図る。

### (11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

### (12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、県、競技団体、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

## 2 年次計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、甲賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び運営に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、甲賀市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 会長及び委員については、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催及び運営にかかる基本方針等に関すること。
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて、監事、顧問、及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託及び委任に関すること。

- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事。
- 7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

#### (専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。
- 4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

### 第4章 会長の専決処分

#### (会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

### 第5章 事務局

#### (事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 会計

#### (経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。



(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、令和4年度についてはこの限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、甲賀市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和4年5月11日から施行する。

付則

1 この会則は、令和5年2月20日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与である者は、それぞれわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会」と読み換えるものとする。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 専門委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則（令和4年5月11日施行）第13条第5項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会常任委員会からの付託事項又は委任事項は、別表のとおりとする。

### (役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

### (役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

### (役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人の権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年5月11日から施行する。

この規程は、令和5年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務企画に関すること。</li> <li>2 財務に関すること。</li> <li>3 広報に関すること。</li> <li>4 市民運動に関すること。</li> <li>5 歓迎及び接伴に関すること。</li> <li>6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技に関すること。</li> <li>2 式典に関すること。</li> <li>3 施設に関すること。</li> <li>4 その他競技式典に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関すること。</li> <li>2 医事及び衛生に関すること。</li> <li>3 その他宿泊衛生に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通・警備 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通に関すること。</li> <li>2 警備及び消防防災に関すること。</li> <li>3 その他輸送交通に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局  
(甲賀市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進室)

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

T E L : 0748-69-2253 F A X : 0748-69-2293

E-MAIL : koka30107600@city.koka.lg.jp

